

標題

ケイマン諸島籍船舶の EEBD 及び SCBA の点検及び試験について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0669
発行日 2006 年 8 月 10 日

各位

今般、ケイマン諸島政府より、非常脱出用呼吸具 (EEBD) 及び自蔵式空気呼吸具 (SCBA) の点検及び試験に関する要件が通知されましたのでお知らせいたします。

1. 点検及び試験

- (1) 製造者の指示に従い保守を行うこと。
- (2) Competent Person (船長、一等航海士、一等或いは二等機関士及びそれらと同様の能力及び経験のある人員を含む) により毎年点検を行うこと。
- (3) シリンダーの水圧試験は少なくとも 5 年ごとに、或いは、より多くの頻度で試験を行うよう要求がある場合は製造者の指示に従うこと。
- (4) 上記(3)にかかわらず、特別な EEBD (酸素圧縮式等) の水圧試験は、製造者の指示に従うこと。
- (5) 試験圧力及び試験日は、明確且つ恒久的にシリンダーに表示すること。

2. 記録

点検、保守及び試験記録は本船上に保管し、検査時に使用できるようにしておくこと。記録には各シリンダーにおける試験証書及び点検報告書を含み、明確に識別できること。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 検査技術部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2027 / 2028

Fax: 03-5226-2029

E-mail: svd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ (URL: www.classnk.or.jp) においてご覧いただけます。